

令和8年第1回 北海道議会定例会【予算特別委員会（総合政策部所管）】開催状況

開催年月日 令和8年3月13日（金）

質問者 民主・道民連合 広田 まゆみ 委員

答弁者 総合政策部長兼地域振興監、計画局長
計画推進課長、土地水対策課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 北海道水資源条例と広域土地利用管理について （一）北海道水資源保全条例の制度的性格と課題について</p> <p>北海道水資源保全条例と広域土地利用管理について伺います。</p> <p>この水資源保全条例ですけれども、土地取引の届出を通じてその土地の動きを把握する仕組みでありまして、土地取得後の利用の変更や開発行為そのものについて、道が主体的に土地利用を調整する制度とは必ずしもなっていない。そして、市町村の提案に基づく仕組みとなっております。広域自治体としての道が主体的に土地利用管理を行う制度としては、限界があるというふうに考えています。</p> <p>この水資源保全条例の制度的性格と運用上の課題についての認識を伺います。</p> <p>【再質問】</p> <p>今の答弁ですと、課題として認識しているのは、土地利用者への周知や理解が必要だという課題認識しか受け止められなかったんですけれども、ちょっと甘いんじゃないですか。知事は開発行為に対し、地域との共生を図るとのメッセージを发出されていますが、今の制度では限界があると感じています。</p> <p>現行制度の限界も含め条例の課題について改めて伺います。</p> <p>【指摘】</p> <p>今の答弁からは、本当に真面目に現行制度に従ってやっていますみたいところは伝わってくるんですけど、基本的にこの条例制定がされた時期に求められたことと、今の社会環境から求められることが変わってきているという認識が欠如しているということを指摘をしたいと思います。</p> <p>（二）流域単位での水資源保全と広域自治体の役割について</p> <p>流域単位での水資源保全と広域自治体の役割について伺いたいんですが、国際的な常識から言いますと、この水資源の管理というのは、流域単位なんですよ。なので、市町村単位の取組だけではなく、広域自治体である道が状況を把握し、先進県で、先ほど20県同様などということがありましたけれども、先進県では、広域的な観点からも対応しているところがありますので、水資源保全における広域自治体としての道の役割についてどのように認識しているのか伺います。</p>	<p>（土地水対策課長）</p> <p>条例に基づく取組についてでございますが、道では、水資源の保全に関する施策の基本的な方向性を示し、特に適正な土地利用の確保が必要な区域を対象に、市町村長の提案に基づき、水資源保全地域に指定しており、届出を通じて、区域内の土地取引状況を把握した上で、土地所有者に都市計画法をはじめ関係法令等を周知し、その遵守を促しているところでございます。</p> <p>適正な土地利用に向けましては、水資源保全条例を含め関係法令等や手続きを周知し、土地所有者等に理解いただくことが重要であり、今後とも、ホームページはもとより土地取引に関わる団体等にご協力をいただきながら、情報発信に努めるなど、本道の水資源の保全に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>（土地水対策課長）</p> <p>条例に基づく取組についてでございますが、道では、水資源の保全に向け、区域内における届出を通じて土地取引を把握した上で、土地所有者に関係法令等を周知し、その遵守を促しているところでございますが、道外、海外に在住されている土地所有者の方もいることから、引き続き、土地取引に関わる団体のご協力のもと、法令等や手続きの周知に努めるとともに、20の府県で、道と同様の条例が制定されていることなどを踏まえ、法律による統一的な規制等の検討も要望しているところでございます。</p> <p>（土地水対策課長）</p> <p>水資源保全に向けた対応についてでございますが、本道においては、広域分散型の地域構造を有する中、主な河川の流域面積や主な水源地となる森林の面積は、全国の約2割を占めており、道ではこうした地域特性も踏まえ、川上にある森林地域から、下流域の農業・都市地域まで、関係する法令等に基づき、適正な土地利用の確保に取り組んでいるところでございます。</p> <p>道といたしましては、今後とも、開発行為に関する法令等の所管部局との連携はもとより、現地の状況を把握しやすく、住民に身近な市町村や振興局と土地利用に関する情報を共有しながら、関係法令等の適切な運用を図るなど、水資源の保全に向けて取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>【指摘】 現時点での条例は、自然環境保全や道民の暮らしについての配慮については、非常に弱いということを私は指摘をしたいというふうに思います。</p> <p>（三）美々川流域の事例にみる広域的土地利用管理の必要性について 美々川流域の事例にみる広域的土地利用管理の必要性について伺いたいと思います。 苫小牧市の美々川流域において、市街化調整区域の一部を緩和し、半導体関連産業の物流施設などの立地を可能とする開発が検討されているとの相談を受けています。この地域は、ラムサール条約登録湿地であるウトナイ湖にも近接していきまして、野鳥の重要な生息環境とも関係する地域であることから、自然環境への影響を懸念する声も出ています。産業立地はもちろん地域経済にとって重要ですが、流域や生態系は行政区域を越えて広がるものであり、個別の都市計画だけでは十分に捉えきれない側面もあるのではないのでしょうか。 広域自治体である道としてどのように対応していくのか伺います。</p> <p>環境生活部は知らなかったんですよ。開発行為。</p> <p>（四）北海道における土地利用制度の構造的課題について 美々川流域の事例を調べるうちに判ったことがあります。まだ、美々川流域の方は都市計画法の網が掛かっているので、その評価はいろいろありますけれども、自然保護団体などが、意見聴取を受けるといった枠組みがあるんですけども、北海道の土地利用制度を見ても、都市計画法による都市計画区域は北海道の全体の約8%にとどまっていることが判りました。また、森林は森林法、農地は農地法、自然環境は自然公園法など、それぞれの制度が個別に運用されておりまして、広域に土地利用を、他の県は、これも確実にちゃんと調べていないですけど、大体、他の県は半分以上が都市計画法の網にかかるんですよ。土地利用を広域的・統合的に把握する仕組みが道は十分ではないという状況にあります。 こうした北海道の土地利用の構造について、道としてどのように認識をしているのか。また、把握する必要性について伺います。</p> <p>【再質問】 関係法令を適切に運用し、土地利用の確保に取り組むとの説明でしたけれども、繰り返しになりますけれども、他県は都市計画区域が半分以上になっていると思いますけれども、北海道では約8%にとどまっています、ご答弁がありましたように森林が7割、農地が約1割、自然公園も23箇所あるということですが、その例えば自然公園だとか森林の周辺地域を含め、土地利用の枠組みが必ずしも明確でない地域が一定程度存在するのではないですか。 こうした北海道の土地利用の構造について、道としてどのように把握していくのか、改めて伺います。</p>	<p>（土地水対策課長） 開発行為への対応についてでございますが、水資源の保全など適正な土地利用の確保に向けましては、土地の取得から林地開発、土地造成や建築まで、各段階に応じ、開発行為に関係する法令等を所管する各部局が横の連携を図るとともに、現状をよく知る市町村と振興局、本庁による縦の連携の両方を図ることが重要であると考えてございます。</p> <p>道といたしましては、この度、市町村や関係部局間の連携の強化に向け法令等の運用を見直したところでございまして、こうした取組を通じ、土地利用に関する情報の共有を図りながら、利用目的の変更を伴う開発行為などに関し、事案の早期把握と的確な対応につなげてまいります。</p> <p>（土地水対策課長） 本道の特性についてでございますが、本道におきましては、土地面積のうち約7割を森林が占め、農地は1割以上、自然公園は全国最多の23箇所と広大な土地資源を有しておりまして、森林法の伐採届に関する情報などをもとに、関連する法令等の手続き状況を把握するなど、市町村や関係部局が連携し、地域特性を踏まえた対応を行ってきたところでございます。</p> <p>道といたしましては、引き続き、部局間の連携のもと、国や市町村が保有する情報の共有とその活用を図りながら、関係法令等を適切に運用することにより、適正な土地利用の確保に向けて取り組んでまいります。</p> <p>（土地水対策課長） 本道の特性についてでございますが、本道において、その面積は国土の2割強を占め、森林面積や河川の流域面積なども広大であるといった特性を踏まえ、道では、森林法や都市計画法をはじめ一定の地域を対象とした面での規制とともに、土壤汚染対策法など地域に関わらず、一定の行為を規制する法令等を併せて適切に運用することにより、適正な土地利用の確保を図ってまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(五) GIS等を活用した土地利用情報基盤の整備について</p> <p>適正な土地利用の確保を図るということですが、そのいわゆる土地の取得に関して水資源保全条例でやっていますよと言って、ここは行為の規制のことですよね。結局、土地について把握していないということですよ、道として。少なくとも、北海道総合計画においては、ゼロカーボン北海道の実現や自然環境の保全など、例えば市町村に対して、エゾシカもそうだし、再生可能エネルギーもそうだし、ゾーニングしろって言って、市町村に言うのに、道自体が土地利用のデータとか情報をちゃんと持っていないというところが、一番の課題だというふうに思っております。</p> <p>私としてはですね、例えばこれからの投資がたくさん入っていく中で、できる限り、例えば法的対応だとか科学的知見に基づいて政策を進めていくことが必要であると考えていますが、例えばGIS等を活用した、土地利用情報の整備や活用について、今後、土地利用の情報をちゃんと把握していくということを前提にですけども、そういう活用についてどのように取り組んでいく考えか伺います。</p> <p>【指摘】</p> <p>指摘とさせていただきますけれども、道の土地利用の考え方が、地図情報で、オープンデータで可視化できるようにご検討いただきたいと思います。</p>	<p>(計画推進課長)</p> <p>土地利用に関する情報の取扱いについてでございますが、国は、GISいわゆる地理空間情報に関しまして、ソフトウェアの利用に関するガイドを作成するほか、ホームページ上でGISを使用した地図データを公表するなどその活用促進を図っており、道といたしましては、現在、国において進められている土地所有等情報のデータベースの検討状況も注視しながら、関係部局において整理しているGIS情報の庁内共有を図るなど、その活用に取り組んでまいります。</p>
<p>(六) 大規模投資と自然環境との調和について</p> <p>近年、半導体関連産業をはじめとする大規模投資の動きが本道でも広がっておりまして、大きな転換点を迎えているのではないかと思います。地域経済にとって重要な機会ではある一方で、自然環境との調和や土地利用のあり方について、道民の間には様々な声があります。この産業振興と自然環境保全を両立していくという信頼を北海道全体で共有することが重要だと私は考えておりますが、こういった投資の受入れにあたり、自然環境との調和について、道としてどのように対応していくのか伺います。</p>	<p>(計画局長)</p> <p>開発行為への対応についてでございますが、道といたしましては、大規模な投資を伴うものを含め開発行為は、法令のもと適正に行われることを前提とし、法令の周知とその遵守を促すことはもとより、違反の状況を早期に把握し、法令に基づき、厳正に対処していくことが重要と考えております。</p> <p>このため、国に対し、規制の強化などを要望しているほか、ホームページで必要な法令上の手続きを広く発信するとともに、違法な開発等の通報窓口を設置し、悪質性の高い事案に対して、より迅速かつ実効性の高い対応ができるよう市町村や部局間の連携強化など運用を見直したところであり、市町村などとの連携のもと、将来にわたり適正な土地利用が確保されるよう取り組んでまいります。</p>
<p>(七) 北海道における土地利用の基本的方向性について</p> <p>今のご答弁、すごい象徴的だと思うのですが、いわゆる知事が言っている共生のメッセージですよ、コピーロボットみたく、そればかり言うのですよ、各部の人たちが。本当に知事の共生のメッセージを通して、それを超えて本当にそれが実行が上がるために、自分たちが今持っている制度を見直すという思考に、まったくなくなっていないところが、すごく大きな問題だというふうに思っています。知事のメッセージは上限規制ではありませんよ。それを乗り越える役割が道庁組織に求められていると、私は思いますので、次の質問に伺いたいと思います。</p> <p>ご答弁の中でも、北海道の地域特性という言葉がたくさん出ておりました。北海道における土地利用の基本的な方向性について伺いたいと思いますけれども、繰り返しになり</p>	<p>(総合政策部長兼地域振興監)</p> <p>適正な土地利用のあり方についてでございますが、本道の面積は国土の約22%を占め、森林面積や自然公園の面積は全国の約5分の1を占めるなど広大な土地資源を有しており、庁内各部局の連携と市町村との連携の双方をしっかりと図りながら、関係する法令等に基づき、適切な運用を図っていくことが重要と考えております。</p> <p>道の総合計画におきましては、政策の方向性として、「豊かで優れた自然環境が保全され、社会・経済と調和する北海道」を示しており、今後とも、庁内関係部局で構成する「北海道土地・水対策連絡調整会議」などの活用や振興局と市町村の間での情報共有などにより、土地利用に関する施策間の連携を図りながら、適正な土地利用の確保に取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>ますけれども、本道では、都市計画の枠組みが及ばない地域が広く存在する一方で、森林、農地、自然公園など様々な制度が個別に運用されておりまして、土地利用の、この北海道の土地をこれからどうするのかという、全体像を示す仕組みは、必ずしも私は十分とは言えません。皆さん、個別、個別のところでは道庁の人、まじめにやっていると申しますけれども、今後、半導体産業をはじめとした新たな産業立地や再生可能エネルギー開発が進む中で、自然環境の保全と地域開発の調和を図るためには、北海道として土地利用の基本的な考え方を整理することが重要ではないかと考えます。</p> <p>北海道における土地利用の基本方向について、どのように整理していく考えか、伺います。</p> <p>【再質問】</p> <p>部長から適正な土地利用の確保に取り組むというご答弁はいただきましたが、再質問させていただきます。</p> <p>知事が発出された「地域との共生」のメッセージを踏まえ、現行の皆様がお持ちの水資源保全条例の枠組みだけでは対応に限界があるのではないのでしょうか。そこを踏まえて、例えば、今お話がありましたように、北海道土地・水対策連絡調整会議などにおいて、知事メッセージを踏まえて土地利用の今までのあり方について、具体的な議論が行われてきたのか、そこを伺いたいと思います。</p> <p>また、部長の方からも北海道総合計画で「自然環境と経済の調和を実現する」というふうな総合計画に言及いただきましたが、土地利用の方向性について、これまで庁内できちんと検討されたことがあるのか伺います。</p> <p>もし十分な議論がなされていないのであれば、北海道の土地利用の構造的課題を整理し、先ほどお話ししたGISも含める地図情報などの形で共有しながら、北海道としての、「土地利用ビジョン」などを検討していく必要があると考えます。</p> <p>この「土地利用ビジョン」を作る必要性についての認識を改めて伺います。</p> <p>再質問して失敗したかと思ったのですが、最初の答弁で適正な土地利用の確保に取り組むと部長もおっしゃっていただいたのですが、再質問したら努めるというふうになってしまっていて、ちょっと失敗したかなと思うのですが、今後、大規模投資が想定される中で、自然環境との調和をどう図るか、北海道の未来にとっても大きな課題だと思います。知事が掲げる地域との共生を実行あるものにするためにも、北海道としての土地利用ビジョンが必要なのではないかと、この点について知事にも伺いたいと思いますので、お取り扱いをお願いいたします。</p>	<p>(総合政策部長兼地域振興監)</p> <p>適切な土地利用のあり方についてでございますが、道では、違法な開発事案の発生を受けて「関係法令の遵守は絶対」といった道の方針を発信する知事メッセージを、道政課題全般を対象とする庁議において決定・公表するなど、庁内連携のもと取組を進めてきており、総合計画に基づき策定する各種計画や方針を踏まえ、関係部局間の調整を図りながら、開発行為に関わる法令等の運用の見直しなどを進めるなど、対応の強化に取り組んできたところでございます。</p> <p>今後におきましても、全庁的な会議などを通じ、土地利用を所管する部局間の連携を図るとともに、振興局と市町村の間での情報共有も行いながら、総合計画が示す方向性に基づき、適正な土地利用の確保に努めてまいります。</p>